

Pick Up! 行政情報



保険料のお知らせあれこれ



平成28年度 国民健康保険料の料率が決まりました

国民健康保険は、職場の健康保険や後期高齢者医療制度などに加入していないかたが加入しなければならない公的医療保険です。加入者である被保険者のみなさんが納める保険料や、国・県等の交付金、市からの繰入金などによって運営しています。このたび、平成28年度の保険料率が決まりましたのでお知らせします。

【平成28年度保険料率等】

	医療給付費分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分
平等割額	21,120円	8,280円	6,720円
均等割額	29,760円	11,520円	13,440円
所得割額	6.3%	2.7%	2.6%
賦課限度額	520,000円	170,000円	160,000円

新しい保険料率に基づいて世帯の保険料を決定し、7月中旬に「国民健康保険料納額通知書」を送付します。例年、納額通知書発送後当分の間は電話・窓口等が非常に混雑してご迷惑をおかけしています。ご了承ください。

【年間保険料】

年間保険料は、「医療給付費分」、「後期高齢者支援金等分」と40歳以上65歳未満のかたが対象の「介護納付金分」を合計した額となります。いずれも「平等割額」、「均等割額」および「所得割額」の合計額です。

※所得割額の算定基礎となる所得は、平成27年分の所得金額から純損失を繰越控除し、さらに市民税の基礎控除(33万円)を差し引いた額です。

※所得税の確定申告、または市・県民税の申告書を提出されたかたは所得の申告は不要ですが、所得のないかた、または所得の少ないかたは保険料が軽減されることがありますので、「国民健康保険所得申告書」により申告してください。



問い合わせ 保険課保険係 ☎38-2035

後期高齢者医療制度

保険料額決定通知書、被保険者証、限度額適用・標準負担額減額認定証を送付

問い合わせ 保険課後期高齢者医療係 ☎38・2037

【保険料額決定通知書】

「保険料額決定通知書」を、7月中旬に送付します。6月以降に75歳になられたかたや、新たに後期高齢者医療制度に加入されたかたには、8月以降に通知書を送付します。保険料の支払い方法については、「保険料額決定通知書」でご確認ください。

【限度額適用・標準負担額減額認定証】

7月31日有効期限の減額認定証をお持ちで、8月以降も引き続き対象となるかたには、被保険者証と一緒に、新しい減額認定証を、7月下旬に送付します。



【被保険者証】

新しい被保険者証を、7月下旬に送付します。

8月1日(月)からは、新しい被保険者証を医療機関等の窓口で提示してください。

※詳細については、右記または兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局コールセンター(☎078・326・2021)へ

減額認定証を医療機関等の窓口で提示してください。

平成28年度 介護保険料の決定通知書を送付します

介護保険料の決定通知書を、7月中旬に送付します。

なお、保険料の算定額は、本人や家族の前年所得額等に応じて決定されます。



問い合わせ 高齢介護課管理係 ☎38-2046

【口座振替のご利用を】

保険料のお支払いは、便利な口座振替をおすすめします。お申込みの際は、各担当課(係)へご連絡ください。

【保険料徴収業務の一部民間委託について】

今年度も4月1日から引き続き、保険料の徴収業務の一部(電話・訪問による納付勧奨および保険料の領収)を民間業者に委託しています。

【保険料の減免について】

災害で大きな損害を受けたとき、失業などで所得の著しい減少があったときなどの理由により、保険料を納めることが困難な事情が生じたかたについては、申請により保険料の減免を受けることができる場合がありますので各担当課(係)へご相談ください。



夜間(午後5時～翌朝9時)水道修理事業当番表【7月】

水道の修理は「芦屋市指定給水装置工事事業者」へ

- 平日の昼間は下記へ
- 土・日・祝日は市役所(☎31-2121)へ
- 夜間の修理は右の業者が待機しています。

問い合わせ 水道工務課 ☎38-2083

店名	TEL	当番日
(資)神明商会	22-3565	1 7 20 26
中央水道工務所	22-3552	2 8 14 27
原田商会	22-0706	3 9 15 21
越智商会	22-3708	4 10 16 22 28
(株)大阪商会	22-4446	5 11 17 23 29
西岡設備工業所	22-6900	6 12 18 24 30
前忠工業(株)	31-8548	13 19 25 31

国民年金保険料 納付猶予制度の対象が50歳未満のかたに拡大されます

国民年金保険料を納めることを猶予する「納付猶予制度」について、現行は30歳未満のかたが対象ですが、平成28年度の申請から50歳未満のかたに拡大されます。猶予された期間は、年金額には反映しませんが、受給資格要件(25年)には算入されます。

■対象者 50歳未満のかたで、本人および配偶者の前年所得が基準額以下のかた

■対象年度 平成28年度申請から(平成28年7月～平成29年6月)

※平成27年度以前の申請については「納付猶予制度」の対象者は、30歳未満のかたのままです。※「納付猶予制度」は平成37年6月末までの時限措置です。

問い合わせ 市民課管理係(年金担当) ☎38-2036